

京都市総合防災訓練の見直しについて

1 京都市総合防災訓練の実施経過等

- (1) 京都市総合防災訓練は、避難、消火、救出・救護、ライフライン復旧訓練等を行うことにより、防災関係機関相互の連携体制の強化や災害時の対応能力を高めることを目的として、昭和62年から各行政区の持ち回りで実施している。また、訓練に参加見学する住民の防災意識の高揚と知識の向上を図る機会としている。
- (2) 昭和62年当時、行政区ごとの区総合防災訓練は実施されていなかったが、平成5年から実施されるようになり、各区の防災力の向上が図られてきている。
- (3) 区総合防災訓練は、区役所と区内の防災関係機関が、自主防災組織や地域住民と一体となって各種訓練を行うことにより、災害時における防災関係機関、住民相互の協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として実施している。
- (4) 各行政区において実施される区総合防災訓練の目的や果たすべき役割が、市総合防災訓練の一部と重複している。

2 京都市総合防災訓練の今後の方針

市、区それぞれの訓練の目的や役割を明確に区分し、より実践的な訓練による更なる災害対応力の強化を目的に、来年度から実施方法等について見直しを行う。

(1) 大規模災害対応訓練の拡充

大規模災害時の本市と関係機関相互における更なる連携強化や、対応技術の向上を目指し、大規模災害への対応訓練に特化し充実させて実施する。

(2) 実施方法の変更

これまでの各行政区による輪番制での実施を取りやめ、訓練会場を市内の利便性の高い場所に固定して実施する。

(3) 全市民を対象とした防災啓発の強化

訓練への参加や見学を市内全域に広く呼びかけ、幼稚園、小学校等への案内配布等により、若年層への参加を強化し、防災展示などを実施することで、より多くの住民の防災意識の高揚の場とする。